

令和5年度厚木市自治基本条例推進委員会第4回会議 会議録

1 日 時 令和5年11月22日（水）午後6時から7時30分まで

2 場 所 厚木市役所 第二庁舎 16階会議室

3 出席者 厚木市市民協働推進委員7人
協働安全部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、
市民協働推進係主査、市民協働推進係主査

4 傍聴者 なし

5 案 件

- (1) 令和4年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
（前回の続き）
- (2) 令和5年度市民参加手続の報告について

6 配付資料

- (1) 次第
- (2) 厚木市自治基本条例推進委員会委員名簿
- (3) 資料1 自治基本条例運用状況の点検に係る質疑
- (4) 資料2 令和5年度市民参加手続対象行為一覧（省略）

7 会議内容

- (1) 令和4年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について

【事務局】

資料1に基づき、前回第3回会議で事務局の持ち帰りとなっていた質問に対して回答。

<質疑なし>

【事務局】

第21条の運用状況について説明

【職務代理】

第21条第1項にある「適正に保管するための仕組みを整備する」とあるが、こちらについて取組んでいることがあるか。

【事務局】

行政文書の保管については、その保管年限に即した適正な対応を実施している。行政文書管理の所管課より、随時全庁的な周知が行われている。

また、一部の公開可能な資料については、中央図書館でも収集、保存し、広く一般の利用に供している。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 22 条の運用状況について説明

【委員】

No53 にある個人情報の保護に関する法律について、係長を対象に研修を実施したとあるが、係長限定した意図はなにか。

【事務局】

係長職に研修を実施することで、研修内容を係内の部下職員にも周知し、組織全体として、個人情報の適切な管理に向けた周知を図ったものと思われる。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 23 条の運用状況について説明

【委員長】

No. 58 の情報セキュリティポリシーについて、23 条で求められている法令遵守（コンプライアンス）とは少し趣旨が異なると思われる。他の条文に対する運用状況の方がいいのではないか。

【事務局】

検討させていただく。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 24 条の運用状況について説明

【職務代理】

これまでに委員会から付した意見等にある政策法務の部分について、何か取組があれば教えていただきたい。

【事務局】

政策法務については、自主研修グループがあり、若手職員を含め活動し、活動結果を発表する場を設け、庁内へと広める活動を実施している。

【委員】

議員提出議案での条例制定はどのくらいあるのか。

【事務局】

議員、議会に関する条例を除くとほとんどないと思われる。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 25 条の運用状況について説明

【職務代理】

設定率について、審査基準は 50%となっているが、実際には設定すべきもの

については、ほぼすべて設定済みであり、残りは案件により異なるため、設定することが難しいものや、法律等ですでに決定されているものであるとの説明であった。

では、設定率の母数の考え方を見直し、真に厚木市が設定しなければいけないものに対して何%設定されているかを見えるようにした方が、良いのではないか。

【委員】

確かに紛らわしくない表現にさせていただいた方が良いと思う。

【事務局】

来年度以降の資料作成時に対応させていただく。

委員の皆さまがよろしければ、委員会からの意見として付すことも可能であるがいかがか。

【委員長】

では、今の意見について委員会としての意見としたいと思うがよろしいか。

<異議なし>

【委員長】

運用状況については、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 26 条の運用状況について説明

【委員長】

平成 29 年度の委員会からの意見に、全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたいとあるが、取組状況はどうか。

【事務局】

全庁的なとりまとめは出来ていない。しかしながら、わたしの提案やおもてなしアンケート結果などは公表している。なお、要望、苦情関係については公表していないと思われる。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第27条の運用状況について説明

【委員】

平成23年度の委員会からの意見にあるが、制度のマニュアルについて作成、公開されているのか。

【事務局】

市民向けのマニュアルを作成、公開済みである。

【委員長】

行政不服審査制度を活用した案件について公表されるのか。

【事務局】

確認させていただく。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第28条の運用状況について説明

【職務代理】

わたしの提案制度実施要綱について、平成26年度が最終改正と思われるが、その後改正されているか。

【事務局】

確認させていただく。

【委員】

わたしの提案について、必ず回答しているのか。

【事務局】

回答不要としていただいているもの、電話での対応で満足されたものを除き、原則全て市長名で回答している。また、提案者が未記入のものについては、庁内で共有し、善処するようにしている。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 29 条の運用状況について説明

【委員長】

質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 30 条の運用状況について説明

【委員長】

質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 31 条の運用状況について説明

【職務代理】

公募率を達成できていない審議会等は、募集に際しなにか工夫をしているか。

【事務局】

委員の公募は、市の広報紙、ホームページなどを活用し、実施している。特別になにか工夫をしたことはないと思われる。

【委員】

公募が集まらない場合でも、審議会等としての運用に支障はないか。

【事務局】

審議自体には問題ないと思われる。しかしながら、この自治基本条例にもあるが、市民参加による市民感覚を取り入れることが重要であると考えているため、今後も公募委員を積極的に参加していただけるよう取り組んでいきたい。

【職務代理】

審議会等の設置及び運営に関する要綱について、内容を拝見すると条例としても良いレベルと思われる。要綱としている理由があれば伺いたい。

【事務局】

確認させていただく。

【委員】

平成 25 年度の委員会から意見にある、学識経験者の選任根拠について示すべきとあるが対応しているか。

【事務局】

ホームページ等で選任理由について公開している。

【委員長】

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

第 32 条の運用状況について説明

【委員長】

質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【委員長】

今回はここまでとさせていただきます。次回会議で第33条から点検を継続する。

(2) 令和5年度市民参加手続の報告について

【委員長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2に基づき説明

<質疑・意見等なし>

(6) 閉会

【委員長】

他にないようでしたら、これで本日用意された案件は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しする。

【事務局】

皆様、本日はありがとうございました。

閉会の挨拶を委員長職務代理よりお願いします。

【委員長職務代理】

～閉会の挨拶～

【事務局】

ありがとうございました。

次回の会議については別途通知にてお知らせするが、12月から1月頃に実施したいと考えています。

以上をもちまして、自治基本条例推進委員会を閉会いたします。